

基本目標 2

地域保健の着実な展開



目標

- ①平時から感染症や食中毒の発生が予防されて、健康や医療の安全が維持されているとともに、新興感染症等による健康危機が発生した際に、区民の生命と健康を守るための迅速に対応できる体制を整備します。**【重点】**
- ②熱中症に関する知識の普及と予防の周知・啓発により、対策の充実を図ります。

現 況 と 課 題

①健康危機管理の状況

新興感染症、大規模食中毒など、区民の生命と健康の安全を脅かす健康危機が発生した際には、迅速かつ的確な対応をとることが重要です。

台東区では、感染症法及び地域保健法改正に伴い、「台東区感染症予防計画・台東区健康危機対処計画（感染症編）」を策定するとともに、「台東区新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しに向けた検討を行うなど、健康危機管理対策を進めています。また、医師会等関係機関との協議会や感染症の対応を踏まえた訓練など、平常時から関係機関との連携・情報共有を図っています。今後も、関係機関との連携を強化するとともに、各計画の適切な運用、実践的な訓練の継続的な実施など、健康危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

②食品衛生の状況

肉の加熱不十分によるカンピロバクター食中毒や感染した従業員の手洗い不足によるノロウイルス食中毒予防のため、「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設への監視指導を行っています。

食中毒の発生予防や施設の清潔保持等について、計画的・効果的な監視指導を行うとともに、HACCP※¹²制度の周知や技術的な支援、食の安全に係る情報提供等、区民・事業者の食品衛生意識の向上を図っていく必要があります。

③環境衛生の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール、興行場、旅館などの営業施設許認可を行うとともに、監視指導、講習会等により環境衛生の維持を図っており、営業

※¹² HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

者が互いに連携し、衛生水準の向上を図るための自主活動を支援しています。引き続き、施設の衛生基準の確保と維持管理の向上を図る必要があります。

また、多くの人々が利用する事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で、延床面積 3,000 m²以上の建築物（特定建築物）について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、特定建築物の維持管理に関して正しい知識の普及・衛生上必要な指導等を実施しています。

建築確認申請時の事前審査と施設への立入検査を継続して実施することにより、特定建築物における衛生的な環境を確保する必要があります。

④ 医務薬事衛生の状況

医療事故や院内感染等の未然防止を図るため、病院、診療所、助産所の医療安全が確保されているか監視指導を行っていく必要があります。また、患者に誤解を与えるような不適切な広告の防止を図っていく必要があります。

医薬品及び医療機器による健康被害を未然に防ぐため、薬局開設者及び医薬品等販売業者に対し、法令に遵守した取扱い、管理が行われているか監視指導していく必要があります。また、漏出や盗難等により、重大な事件や事故につながる恐れのある毒物や劇物について、適切な使用や保管管理等を遵守するよう、事業者に対し、的確な監視指導を行っていく必要があります。

⑤ 熱中症の状況

令和 6（2024）年 4 月施行の改正気候変動適応法により、従前の「熱中症警戒アラート」に加え、気温が著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れがある場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒アラート」が創設されました。

地球温暖化は急速に進んでおり、都内における熱中症による救急搬送人数は、平成 29（2017）年の 3,167 人に対し、令和 5（2023）年は 7,325 人と 2.31 倍に急増しました。なかでも高齢者（65 歳以上）の熱中症による救急搬送率は 51.8% と高く、約 4 割が室内で発生しています。高齢者は、自分で暑さやのどの渇きに気づきにくいというえ、暑さに対する体の調節機能も低下してくるので注意が必要です。

今後の気候変動による健康への影響を考慮すると、区全体で熱中症予防対策に取り組む必要があります。

区の取組

感染症や大規模食中毒など、健康危機発生時において迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係機関との協力体制を確保するとともに、日頃から食品の安全、環境衛生、医療安全などを確保する体制の充実を図ります。

①健康危機管理体制の充実

- 新興感染症や大規模食中毒など、健康危機発生時において迅速かつ的確な対応が取れるよう、関係機関との協力体制を確保し、医療機関等と連携した模擬訓練を実施します。
- 健康危機管理関係の計画・マニュアル等を整備・充実します。
- 健康危機に対する日常の備えや予防対策などについて、普及啓発を図ります。

②食品安全確保体制の充実

- 食品の安全を確保し、区民や来街者の健康の保護を図るため、食中毒の発生予防や施設の清潔保持、原材料の管理状況等について、食中毒の発生状況や発生時期等を考慮した効果的な監視指導を実施します。
- 区民から寄せられた食品への異物混入などの苦情や相談に対して、迅速に調査し原因を究明し、食中毒や苦情の原因となった事業者に対しては、再発防止のための改善指導を徹底します。
- 食品の安全向上の理解を深めるため、区民・食品等事業者・行政間での情報及び意見交換を行います。

③環境衛生関係施設の安全確保体制の充実

- 旅館業等の環境衛生関係施設について、施設利用者の安全確保を図るため、理化学検査の結果等に基づいた効率的で効果的な重点監視指導を実施するとともに、レジオネラ属菌等の感染症発生防止対策を徹底します。
- 所有者・管理者による施設の衛生管理の向上を図るため、建築物衛生法該当施設の維持管理に関する正しい知識の普及啓発や衛生指導を行います。

④医療安全確保体制の充実

- 区民や消費者等の健康被害防止を図るため、診療所、薬局等の医療機関に対し、有資格者の勤務状況を考慮した効果的な監視を実施し、医療安全と適正な医薬品等の販売体制の確保に取り組みます。
- 漏出や盗難等による重大な事件や事故を防止するため、毒物、劇物を取り扱う事業者に対し、適正な保管管理がなされるよう徹底して監視指導に取り組みます。
- 東京都や医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、医療機関と患者の信頼関係の構築を支援するための相談、助言を行います。

⑤熱中症予防対策の充実

- 啓発物品や SNS 等の媒体を活用し、熱中症予防の周知・啓発を図ります。
- 一時的に暑さをしのぐための場所として、冷房が効いた公共施設や協力薬局等の一角を「涼み処」として開設し、区民等に利用を呼びかけます。
- 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、公共施設の「涼み処」を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として開放します。
- 地域包括支援センターや高齢者地域見守りネットワーク関係協力機関と連携し、高齢者の地域における見守り体制の充実を図ります。



熱中症予防 周知・啓発の展示



区内涼み処の様子

区民一人ひとりの取組

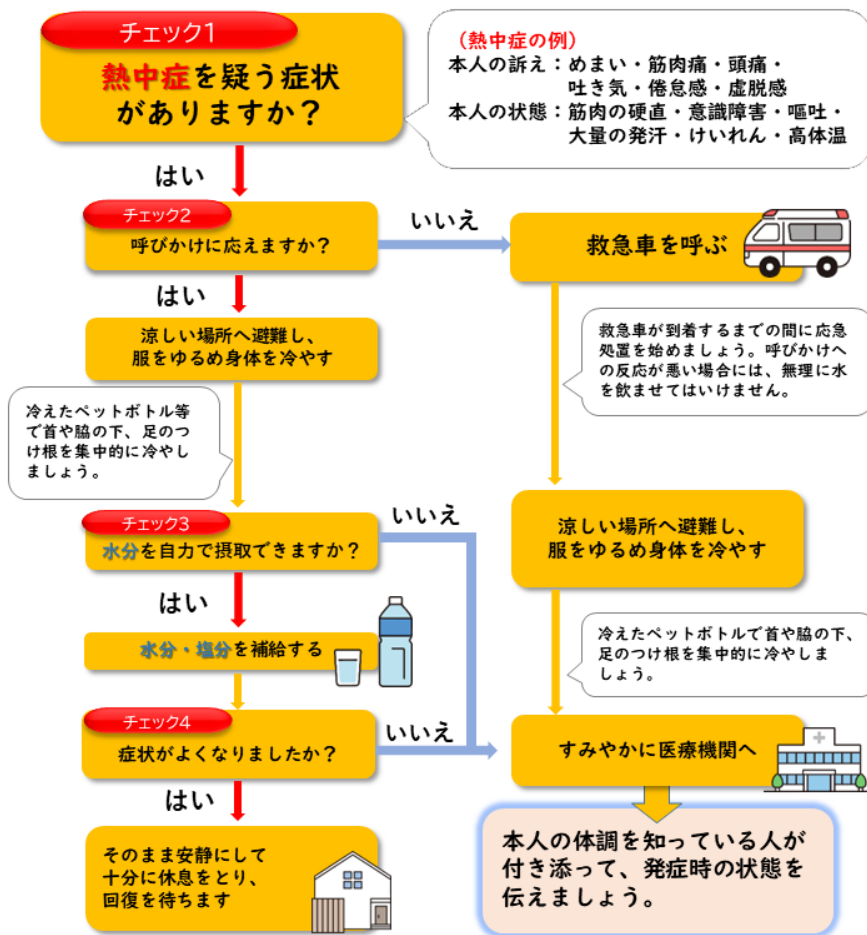
- 外から戻ったときは、手をよく洗いましょう。
- 海外旅行の際には、水や食べ物、感染症に注意しましょう。
- 食品衛生に関する知識や理解を深めましょう。
- 医療機関を受診する際は、症状やその経過、現在飲んでいる薬等、診察時に伝えることをまとめておきましょう。
- 医薬品等は、有効性、安全性を理解し、適正に使用しましょう。
- 夏季は気候の変化に注意し、暑さを避けて涼しい環境で過ごしましょう。
- 暑い日は、こまめに水分・塩分の補給をしましょう。
- 暑さに負けない体力づくりのため、日頃から適度な運動、バランスのよい食事、十分な睡眠をとり、健康管理に努めましょう。

熱中症に気をつけましょう！

熱中症は、高温多湿な状況で体に熱がたまってしまうことで起こります。熱中症の症状には、めまいや頭痛、吐き気等があり、症状が重くなると意識障害やけいれんを起こしたり、生命への危険が及ぶことがあります。

熱中症の疑いがあるときには、以下のチェックシートを参考に状況を確認し対処しましょう。

☀️熱中症の応急処置チェックシート



参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル」(2022)

指 標

指標	平成29年度 (2017)	令和5年度 (2023)	目標
感染症対応訓練実施回数【重点】	2回	2回	3回
衛生監視指導	実施	実施	実施



目標

- ①感染症対策の普及啓発を行い、区民一人ひとりが感染症の正しい知識を身につけ、感染症予防とまん延防止を図ります。
- ②結核患者の早期発見と治療の完遂を図り、結核罹患率の減少に取り組みます。**【重点】**
- ③HIV・梅毒の検査を実施し、感染者の早期発見、早期治療につなげます。

現 況 と 課 題

①感染症予防とまん延防止

生活衛生の向上や医療技術の進歩に伴い、多くの感染症の発生は激減しました。しかし、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症、デング熱等の再興感染症、ノロウイルスの集団発生など、感染症は未だに区民の生活に大きな影響を及ぼしています。

感染症の流行に備え、日頃から感染症に関する正しい知識や流行状況を戦略的かつ効果的に発信し、区民の不安の解消を図るとともに、感染症の予防とまん延防止を行っていくことが重要です。

予防接種は、感染症の予防及びまん延を防止し、区民一人ひとりの健康を守るための極めて重要な要素であるため、医師会・医療機関・教育機関等と十分に連携し、定期予防接種の実施体制を確保していくことが大切です。

また、新興感染症・再興感染症等の流行に備えるためには、上記の取組等に加え、日頃から国や東京都、関係団体等との連携体制を構築し、感染症危機管理体制を強化する必要があります。

②結核対策

台東区の結核罹患率（1年間に発病した患者数を人口10万対率で表したもの）は減少傾向にあるものの、国や東京都の罹患率と比較すると、約1.5倍となっています。

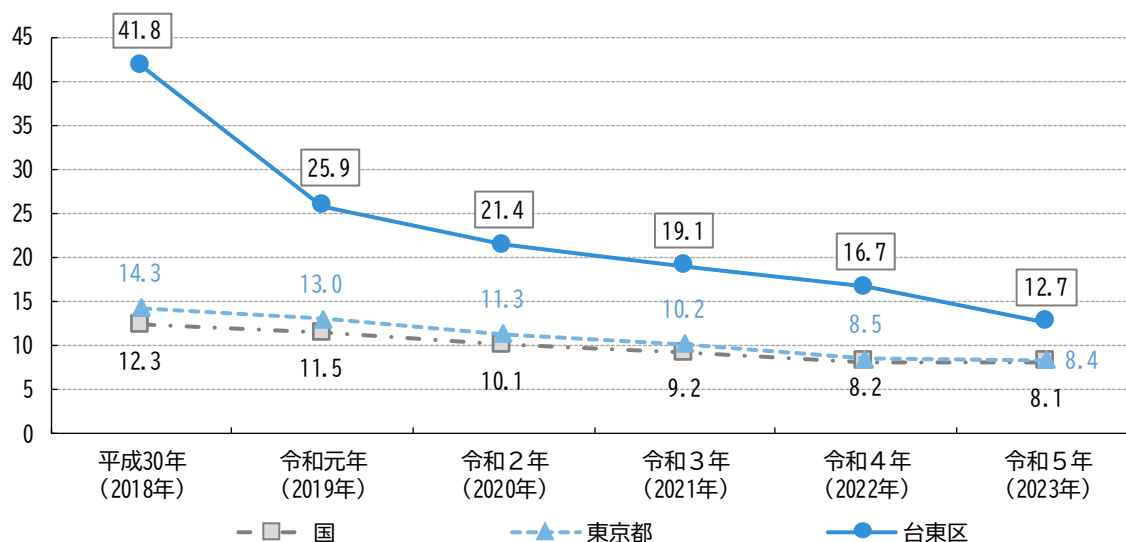
発見の遅れによる重症化や服薬の中断による多剤耐性結核の発病など、治療を進める上での問題も発生しています。

こうした状況の中、台東区では総合健康診査等の健診のほか、住所不定者を対象とした検診、日本語学校に通う外国人を対象とした検診などを実施するとともに、治療中断や不規則な服薬の防止のためにDOTS^{※13}等の療養支援を実施しています。

※13 DOTSとは、Directly Observed Treatment, Short-courseの略で、患者の治療完了を徹底するために保健師等が服薬を直接確認する支援方法（直接服薬確認療法）。患者の確実な治療により、周囲への感染拡大と薬剤耐性結核菌の出現を防止します。

また、結核の発病リスクは高くはありませんが、発病した場合に集団感染を起こしやすい教職員・社会福祉施設職員（デインジャーグループ）などに対しては、結核の定期健康診断の勧奨や結核対策に関する知識の普及啓発活動も大切です。

結核罹患率※の推移



出典：厚生労働省「結核登録者情報調査年報集計結果」

公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター「結核指標値」を用いて作成

※結核罹患率とは、1年間に発病した患者数を人口10万対率で表したものです。

WHOは、結核罹患率が10未満を結核低まん延国と定義しています。国は令和3（2021）年、東京都は令和4（2022）年に結核罹患率が低まん延の基準に達しました。国は全国の自治体の低まん延化を目指しています。

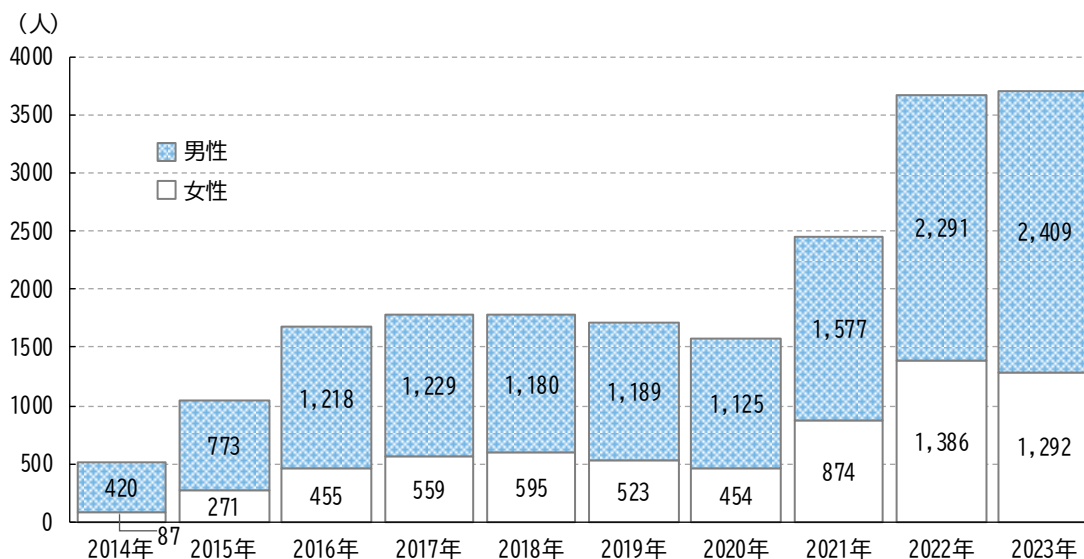
③HIV・エイズ及び性感染症対策

国内における新規のHIV感染者数及びエイズの患者の届出数は横ばいで推移しており、治療を必要とする方は年々増加しています。さらに、梅毒患者が令和3（2021）年から急増しており、梅毒患者は依然として20代を中心に多い状況が続いています。

パネル展示やリーフレット等での普及啓発に加え、中高生等の若年層に対し正しい知識の普及啓発を効果的に行い、一人ひとりが正しい知識を持ち予防を図ることが重要です。

また、HIV・エイズ、梅毒等の性感染症に関する検査、来所相談及び電話相談を実施し、感染者の早期発見・早期治療につなげることと病気に対する不安の軽減への取組が必要です。

東京都の男女別梅毒患者報告者数推移



出典：東京都感染症情報センター

具 体 的 な 取 組

区の取組

感染症の発生予防とまん延防止のため、正しい知識の普及、相談を実施しています。また、結核や HIV・エイズ及び性感染症の検査を実施し、患者の早期発見・早期治療につなげています。

①感染症予防・まん延防止の取組

- 感染症の発症に関する情報と予防策を区公式ホームページ等でわかりやすく発信します。
- 社会福祉施設等での季節性インフルエンザや感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）等の予防とまん延防止のため、社会福祉施設職員等に感染症予防策の周知と指導を行います。
- 新興感染症・再興感染症等の発生に備え、国や東京都、関係団体等と連携した健康危機管理体制整備を推進します。
- 定期予防接種に関する普及啓発及び未接種者に対する接種を促進します。
- おたふくかぜや小児インフルエンザワクチン等、一部任意予防接種の費用を助成します。

②結核対策の取組

- 接触者健診等により感染者の早期発見・早期治療につなげ、感染拡大防止を図ります。
- デインジャーグループに対し知識の普及啓発を行い、感染症の発生を予防します。
- 住所不定者や日本語学校に対する結核検診を継続的に実施（重点対象者結核対策）します。
- DOTS 実施により、結核患者の多剤耐性結核の発病の防止と治療の完遂を図ります。
- BCG 接種を推進し、乳幼児の重症化予防に努めます。

③HIV・エイズ及びび性感染症対策

- パネル展やリーフレットによる正しい知識の普及啓発を行い、偏見や差別の解消を図ります。
- 中高等学校等での講演会の実施等により、若年層への正しい知識の普及啓発を行います。
- HIV・梅毒即日検査を実施し、検査を受けられる環境を整備します。
- HPV ワクチン接種を推進し、若年層の HPV 感染症予防に努めます。

せきやたんが続く
それは**結核**かもしれません



結核ってどんな病気？
結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起きる病気です。発症すると、咳、たん、微熱、身体のだるさなど、風邪と似た症状がでます。
過去の病気だと思われがちですが、今でも1日に30人以上の新しい患者が発生し、約5人が命を落としている日本の重大な感染症です。

もしかして、結核かも？
下記の症状が2週間以上続くときは、早めに医療機関を受診しましょう。



高齢者は、結核を発病しても咳やたんの症状が出ないことがあります。症状が出なくても毎年胸部レントゲン検査を受けましょう。

結核を予防・早期発見するための3つのポイント

01 年に1回は必ず健康診断等で胸部レントゲン検査を受けましょう
症状がなくても、胸部レントゲン検査で結核が発見されることがあります。

02 免疫力を高める生活を送りましょう
結核を予防するには普段から身体によい生活習慣を心がけ、免疫力を高めることが大切です。



03 赤ちゃんは BCG 予防接種を受けましょう
BCGは結核の重症化を防ぐためのワクチンです。抵抗力の弱いお子さんが感染すると、結核性髄膜炎（けっかくせいずいまくえん）など、大人よりも重い症状が出てくることがあります。定期接種の接種票が届いたら、1歳までに接種しましょう。

3つのポイントに気をつけて
あなたと家族の健康を守りましょう。



お問い合わせ先：台東保健所 保健予防課 感染症対策担当 03-3847-9476

結核予防周知啓発チラシ

増えていきます!!
梅毒

梅毒患者報告数の推移（東京都）
■女性 □男性
20代女性の感染が急増しています!!

年	女性	男性	合計
2012年	263	297	560
2013年	368	419	787
2014年	420	507	927
2015年	271	773	1,044
2016年	495	1,218	1,673
2017年	590	1,228	1,788
2018年	595	1,180	1,775
2019年	523	1,169	1,712
2020年	454	1,125	1,579
2021年	874	1,577	2,451
2022年	1,396	2,291	3,677
2023年	1,292	2,408	3,701

梅毒の治療には**早期の発見**が
とても**重要**です。まずは、
保健所で**気軽に検査を
受けてみませんか？**
詳細は裏面をご覧ください。

発行：台東保健所 保健予防課
☎ 03-3847-9476（平日8：30～17：15）

無料 **匿名** **予約制**

台東保健所 HIV・梅毒検査

2024年4月 10日(水) 24日(水)	5月 8日(水) 22日(水)	6月 12日(水) ※19日(水) 26日(水)	7月 10日(水) 24日(水)
8月 7日(水) 21日(水)	9月 11日(水) 25日(水)	10月 9日(水) 23日(水)	11月 13日(水) ※22日(金) 27日(水)
12月 11日(水) 25日(水)	2025年1月 8日(水) 22日(水)	2月 12日(水) 26日(水)	3月 12日(水) 26日(水)

※6月19日(水)及び11月22日(金)はレディースデー(女性限定)

検査時間
13:00～14:30
※6/19(水)のみ17:30～19:00

電話番号(予約専用)
03-3843-5751
受付時間：平日8:30～17:15
原則、検査の2週間前から予約可能

検査について

- 事前予約が必要です。予約をしていない方は、受検できません。
- 正確な結果を得るため、感染の機会から3カ月以上経過してからお越しください。
- 採血後、約1時間で結果を医師より説明します。
- 詳細は区HPからご確認ください。

検査会場
東京都台東区東上野4-22-8
台東保健所4階

検査詳細ページ

HIV・梅毒即日検査チラシ

区民一人ひとりの取組

- 感染症に対する正しい知識を身につけ、感染予防に努めましょう。
- 結核の早期発見・早期治療のため、年1回の胸部エックス線検査を受けましょう。
- 予防接種に対する正しい理解のもと、適切な時期に定期予防接種を受けましょう。

関係機関の取組

- 区が実施する感染症講演会への参加を通じた、感染症予防・まん延防止に関する知識の習得
- 手洗い・手指消毒や咳エチケット等の基本的な感染症予防策の実施

指 標

指標	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	目標
結核罹患率【重点】(暦年集計)	33.1 (平成 29 年)	12.7 (令和 5 年)	下げる
結核検診実施回数(重点対象者結核対策) 【重点】	14 回	12 回	12 回以上
HIV・梅毒即日検査実施回数	23 回	26 回	26 回以上
感染症予防講演会実施回数	3 回	2 回	2 回以上

目標

精神障害者の地域生活支援の充実を図ります。

現況と課題

①精神障害者の状況

精神障害者の自立のための各種サービスの提供、相談、訪問指導を行っています。また、社会復帰施設（地域活動支援センター、就労継続支援 B 型、グループホーム等）への支援等もあわせて行っており、サービスの利用状況は増加傾向にあります。

一方、高次脳機能障害^{※14}や大人の発達障害は、気づかれにくいことから、サービスにつながる事が難しい現状があります。

高齢化する障害者と見守りをする家族が地域で安心して暮らせるよう、サービスの充実が求められています。

②発達障害と高次脳機能障害の状況

成人期を含む発達障害に対しては、大人の発達障害個別相談とともに、発達障害者デイケアを実施し、支援の充実を図っています。

さらに社会復帰に向けた相談支援体制の充実を図る必要があります。

高次脳機能障害については、講演会等を通じて周知啓発を図り、社会的認知度を高めていくことが重要です。

③障害者差別解消法の推進

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現することを目的として、平成 28（2016）年 4 月に障害者差別解消法が施行され、令和 6（2024）年 4 月 1 日からは事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害を理由とする差別をなくすため、啓発活動に努め、精神障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう一層の取組が必要です。

※14 高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

具 体 的 な 取 組

区 の 取 組

精神障害者の地域移行を図るため、地域生活を支援するサービスの充実を図るとともに、発達障害と高次脳機能障害の相談体制の充実を図ります。

①精神障害者の地域生活を支援するサービスの充実

- 社会復帰施設のサービス向上に向けた取組を行います。
- サービス提供事業者とより一層連携を強化します。

②個別相談体制の充実

- 各専門機関等と連携した成人期の発達障害と高次脳機能障害の相談事業の充実を図ります。

③障害者差別解消法への対応

- 差別に関する相談を随時実施します。
- 関係機関と連携した周知・啓発に取り組めます。

区 民 一 人 一 人 の 取 組

- 精神障害者に対する正しい知識を持ち、共に暮らせる共生社会の実現を目指しましょう。

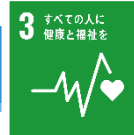
関 係 機 関 の 取 組

- 精神障害者の自立に向けたサービスの提供
- 障害者への差別解消に関する周知・啓発

指 標

指標	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	目標
【再掲】こころの健康の相談窓口を知っている人の割合【重点】	25.5%	38.3%	52%

施策4 難病患者への支援



目標

- ①医療費助成制度等を活用し、療養の質の向上を図ります。
- ②難病患者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

現況と課題

①難病患者の現状

台東区の難病医療費等助成制度の認定患者数は、令和5（2023）年度末現在、2,549人でした。令和6（2024）年4月から新たに3疾患が医療助成対象（指定難病）となるなど、認定患者数は増加の傾向にあります。新たな難病指定や患者の病状の進行、介護者の高齢化等に伴い、難病患者への適切な支援が求められています。また、災害時等の支援が課題となっています。

台東区の難病認定患者数（各年度末現在）

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
筋萎縮性側索硬化症	22	22	19
パーキンソン病	229	205	218
重症筋無力症	51	52	52
多発性硬化症／視神経脊髄炎	42	46	52
全身性エリテマトーデス	123	112	110
全身性強皮症	42	48	52
シェーグレン症候群	50	50	52
後縦靭帯骨化症	56	50	50
クローン病	87	86	94
潰瘍性大腸炎	296	304	303
好酸球性副鼻腔炎	47	70	83
その他※	1,537	1,480	1,464
計	2,582	2,525	2,549

※人工透析を必要とする腎不全、都の対象疾病等を含む

出典：台東区「保健所事業概要（令和6年版）」

②施策の実施状況

難病の登録患者に対しては、経済的負担を軽減し治療を受けやすくするための医療費助成、障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供、医療機器の給付等を行っているほか、患者グループへの支援など患者の心の支えとなる取組も行っていきます。

具 体 的 な 取 組

区 の 取 組

難病の登録患者の経済的な負担の軽減を目的として、医療費助成や福祉制度の周知を行うほか、難病患者への支援体制を整備するため難病対策地域協議会において、関係機関との情報共有や連携を図っています。

①医療費助成制度、福祉制度等の周知

- 難病に関する啓発を推進します。
- 医療費助成制度や難病患者福祉手当及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する周知の充実を図ります。

②相談体制の充実

- 在宅難病患者に対する各種サービスに関する相談を実施します。
- 関係機関と連携し、保健・医療・福祉の総合的なサービス相談体制を構築します。

③難病に関する情報提供、啓発活動

- 患者や家族、支援者向けの研修会や交流会を実施します。
- 難病患者支援に関する啓発を行います。

④難病患者の災害時支援

- 難病患者等の特性に応じた災害時の対策を実施します。
- 在宅人工呼吸器使用者への災害時個別支援計画を作成し災害に備えます。

区民一人ひとりの取組

- 難病に対する正しい知識を持ち、偏見や差別の解消に努めましょう。
- 災害時要援護者対策について、理解を深めましょう。

関係機関の取組

- 難病患者の支援に関する関係機関との情報共有及び連携
- 支援者向けの研修会や交流会への参加

指 標

指標	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	目標
障害福祉サービス等利用者数(延べ)	—	82 人	増やす

